【記載例】

**共同企業体協定書**

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）ねんりんピック彩の国さいたま２０２６広報業務の受託

（２）前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、●●●●（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事業所を●●市●●町●●番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行完了後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る業務委託が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住　　　　　所

　　商号または名称

　　代　　表　　者

　　住　　　　　所

　　商号または名称

　　代　　表　　者

〔※以下、構成員を列記〕

（代表構成員の名称）

第６条　当企業体は、●●●●を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第７条　当企業体の代表構成員は、第１条に規定する業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　商号または名称　●●％

　　商号または名称　●●％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに第１条に規定する業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完遂にあたるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は●●銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、第１条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち、第１条に規定する業務途中において、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完遂する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、第１条に規定する業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが第１条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表構成員の変更）

第１７条の２　代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、第１条に規定する業務につき瑕疵があったときは　各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●他●社は、上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　代表構成員　　称号または名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　　表　　者　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　構成員　　称号または名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　　表　　者　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔※以下、構成員を列記〕